

大阪大学宿泊施設規程

(設置及び目的)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）に、我が国の教育及び学術研究の振興、社会貢献の推進及び国際交流の促進に寄与するため、本学の事業関係者の利用に供することを目的として宿泊施設をおく。

(施設)

第2条 宿泊施設は、次の各号に定める施設とする。

(1) 短期宿泊施設

- ア 待兼山会館
- イ 国際交流会館吹田分館
- ウ 春日丘ハウス（Sタイプ）

(2) 長期宿泊施設

- ア 国際交流会館AB棟
- イ 春日丘ハウス（A、B及びCタイプ）

(管理運営)

第3条 宿泊施設の管理運営は、本部事務機構の資産管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）が統括する。

2 宿泊施設の運営に関し重要な事項については、ハウジング委員会において審議する。

(使用者及び使用期間)

第4条 宿泊施設を使用できる者及びその期間は、別表のとおりとする。

(事務)

第5条 宿泊施設に関する事務は、経理部資産管理課で行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、宿泊施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(大阪大学職員会館運営規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 大阪大学職員会館運営規程（昭和42年11月15日制定）
- (2) 大阪大学国際交流会館規程（昭和53年10月1日制定）
- (3) 大阪大学春日丘ハウス規程（平成22年4月20日制定）

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	施設名	使用者	使用期間
短期宿泊 施設	待兼山会館	(1) 本学の教職員及びその家族等 (2) 本学に用務がある学外者及びその家族等 (3) 医学部附属病院若しくは歯学部附属病院の患者又はその家族等	原則2月未満とする。ただし、資産管理責任者が特に必要と認めた場合は、使用期間の延長を認めることができる。
	国際交流会館 吹田分館	(4) 本学の学生及びその家族等 (5) 前各号に掲げる者以外で資産管理責任者の承認を得た者	
	春日丘ハウス (Sタイプ)		
長期宿泊 施設	国際交流会館 AB棟	(1) 本学の教職員及びその家族等 (2) 本学に用務がある学外者及びその家族等 (3) 医学部附属病院若しくは歯学部附属病院の患者又はその家族等 (4) 本学の学生及びその家族等 (5) 国立民族学博物館において研究又は教育に従事する外国人研究者及びその家族等 (6) 前各号に掲げる者以外で資産管理責任者の承認を得た者	原則1月以上2年未満とする。ただし、資産管理責任者が特に必要と認めた場合は、使用期間の延長を認めることができる。
	春日丘ハウス (A、B及び Cタイプ)	(1) 本学の教職員及びその家族等 (2) 本学に用務がある学外者及びその家族等 (3) 医学部附属病院若しくは歯学部附属病院の患者又はその家族等 (4) 本学の学生及びその家族等 (5) 前各号に掲げる者以外で資産管理責任者の承認を得た者	